

お知らせ

平成 20 年金融商品取引法改正法が平成 20 年 12 月 12 日より施行されます。
以下、開示書類関係に係る主な改正点をお知らせいたします。

1. 課徴金制度の見直しが行われます。

(1) 開示書類に関する課徴金の対象が拡大され、以下の違反行為が新たに課徴金の対象となります。

発行開示書類の不提出

継続開示書類の不提出

公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の不提出・虚偽記載等

大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等 1

特定証券等情報の不提供等・虚偽等

発行者等情報の虚偽等

(2) 発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載に関する課徴金の金額水準が引き上げられます。

(3) 課徴金制度のその他の主な改正点

除斥期間が 3 年間から 5 年間に延長されます。

課徴金制度発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載等、大量保有報告書等の不提出等について、当局による報告・資料の提出命令又は検査が開始される前に、提出義務者が証券取引等監視委員会 2 に対し、違反行為を自ら報告した場合には、直近の違反事実に係る課徴金額を半額にする減算制度が設けられています。

違反行為を繰り返した者に対しては、課徴金を加算する制度が設けられています。

2. 継続開示書類の提出期限の承認制度が新たに開始されます。

有価証券報告書等の継続開示書類をやむを得ない理由により、法令で定められた提出期限内に提出することができない場合は、あらかじめ、所管の財務局等に提出期限の承認の手続きを行って頂くことになります。詳細は所管の財務局等にご確認願います。

なお、提出期限前に承認がされない場合は、継続開示書類の不提出 3 となりますので、やむを得ない理由により、提出期限内に提出することができない可能性がある場合は早めに財務局等にご相談願います。

- 1 別紙をご参照願います。なお、自己株式の保有についても大量保有報告書制度の対象となりますのでご注意願います。
- 2 詳細は証券取引等監視委員会のホームページをご参照願います。
- 3 提出期限の承認がなされずに、法令で定められた提出期限内に有価証券報告書等を提出することができない場合は課徴金の対象となります。

以上

大量保有報告制度における課徴金制度の開始について

~大量保有報告書等の提出義務のある方は十分にご注意下さい~

平成 20 年 12 月 12 日施行の金融商品取引法改正法により、大量保有報告制度における新たな課徴金制度が開始することになります。

1. 新たな課徴金の対象者

大量保有報告書等を提出しない者

大量保有報告書又は大量保有報告書の変更報告書（以下「大量保有変更報告書」）を提出期限までに提出しない場合

大量保有報告書において虚偽の記載を行った者

重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている 大量保有報告書、 大量保有変更報告書、 大量保有報告書・大量保有変更報告書の訂正報告書を提出した場合

（注）大量保有報告書、変更報告書の提出義務者とは？

大量保有報告書は、上場会社の発行済株式総数の 5 % を超える株券等を保有することになった場合に、変更保有報告書は、大量保有報告書の提出後、株券等保有割合が 1 % 以上増加（減少）した場合などに提出義務が生じます。

2. 課徴金の額

大量保有報告対象株券等の発行
者が発行する株券等の時価総額

× 10 万分の 1

（例えば、時価総額 1 兆円の企業であれば、課徴金の額は 1,000 万円になります。）

大量保有報告書等に係るご質問等については、所管の財務局等へお問い合わせ下さい。

- ・北海道財務局 (011-709-2311)
- ・東北財務局 (022-263-1111)
- ・関東財務局 (03-3502-9463)
- ・北陸財務局 (076-292-7851)
- ・東海財務局 (052-951-2545)
- ・近畿財務局 (06-6949-6697)
- ・中国財務局 (082-221-9221)
- ・四国財務局 (087-831-2131)

3. これまでにあった不提出事例

（例 1）ある上場会社の発行済株式総数の 5 % を超える株券を取得していたが、大量保有報告書の提出期限までに提出をせず、提出期限経過後に提出した。

（例 2）大量保有報告書を提出していたところ、その後、株券の買い増しにより株券等保有割合が 1 % 以上増加したが、大量保有変更報告書の提出期限までに提出をせず、提出期限経過後に提出した。

（例 3）大量保有報告書を提出していたところ、共同保有者が増えたことから、共同での株券等保有割合が 1 % 以上増加したが、大量保有変更報告書の提出期限までに提出をせず、提出期限経過後に提出した。

4. 課徴金の減算・加算制度

（減算制度について）

上記 1. （大量保有報告書等を提出しない者）の違反行為について、当局による報告徵取・検査の前に、違反者自らが証券取引等監視委員会に対し申告を行った場合には、課徴金の額は半額となります。

減算制度の報告書の提出先及び様式等は、証券取引等監視委員会のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/sesc/>) 「金融商品取引法第 185 条の 7 第 12 項の規定による課徴金減額報告の手続について」をご参照下さい。

（加算制度について）

過去 5 年以内に課徴金の対象となった者が再度違反した場合には、課徴金の額は 1.5 倍となります。

課徴金制度に係るお問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課
(内線 3660、3662)